



令和元年 9 月 20 日
内閣府（防災担当）

「令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込み」について

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号及び第 15 号の暴風雨を含む。）による災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

: 追加となった措置及び地域

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
（過去5カ年の実績の平均では農地は83%→96%に嵩上げ）

②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。（一般災害 20% → 最高 90%）

③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。	佐賀県^{たけおし}多久市^{おおまちちょう} 大町町
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	佐賀県^{たけおし}武雄市^{おおまちちょう} 大町町 【追加地域】 千葉県^{きよなんまち}鋸南町

激甚災害指定により適用される措置の概要①

（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）による災害

（第3・4条）公共土木施設災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。
(2/3 → 3/4 → 4/4)

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率等を嵩上げ(※)

(例)公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 83%

(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

（第5条）農地等の災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
- 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時）83.1%
 - ・ 農業用施設
(水路、ため池、農道等)（災害時）92.9%
 - ・ 林道（災害時）80.5%
(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
※補助率は、過去5カ年の実績の平均

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率を嵩上げ

農地 83.1% ⇒ 96.0%

農業用施設 92.9% ⇒ 98.4%

林道 80.5% ⇒ 91.9%

(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。))による災害

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<措置の概要>

- 農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等)の災害復旧事業が対象。
- 災害時(激甚指定無し): 補助率 2/10



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
2/10 ⇒ 告示地域※ 9/10(40万円未満は4/10)
告示地域以外 5/10(40万円未満は3/10)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<措置の概要>

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| 最大2.8億円 | ・普通保証 | 2億円以内 |
| | ・無担保保証 | 8,000万円以内 |

+

【セーフティネット保証4号限度額】

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| 最大2.8億円 | ・普通保証 | 2億円以内 |
| | ・無担保保証 | 8,000万円以内 |



<激甚災害指定時の措置>

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証する「災害関係保証」を適用する等。

(通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、以下を保証。)

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| 最大2.8億円 | ・普通保証 | 2億円以内 |
| | ・無担保保証 | 8,000万円以内 |

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要③

（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）による災害

（第24条）小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
（例）
 - 一般単独災害復旧事業
（例：農林漁業施設） ※農地は対象としない
充当率65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%
（財政力補正）



<激甚災害指定時の措置>

【農地、農業用施設、林道】

1箇所以上の工事の費用が13万円以上40万円未満

充当率（農地）50%（農業用施設、林道）65%

※特に被害の著しい区域90%

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく